

〔特集：子どもの学校生活から垣間見える家族〕

## 学校における子どもへの支援と家族看護学

茨城大学教育学部

大谷尚子

子どもは家族の成員の一人となるが、保護者を必要とするがゆえに家族の機能を成長させる源にもなる存在である。子どもの成長に寄与する家族の機能を発揮できるように支援するのも、家族看護の大事なねらいの一つとなる。これまでの家族看護学におけるこの分野の研究は多くはなく(浅野ほか<sup>1)</sup>)、その理解や支援の方策に関する理論は十分とは言いがたい。

そこで本稿では、家族の成員である学校に通う子どもを支援するという学校における教育活動と家族看護の実践を推進するために、学校および「子どもの学校生活」と家族看護学との接点を探っていきたい。

### 家族看護にとっての「子どもの学校生活」

家族看護学と子どもの学校生活との関係を問いながら、特に家族看護の側から接近する必要性について、以下の3つの段階に沿って探っていきたい。

#### 1. 家族看護にとっての「普段の学校生活」

家族看護は、子どもの学校生活とどのように関連するものなのだろうか。学校で展開されている「子どもの普段の生活」を家族看護の側が知ることの意義は、およそ次のようになる。

##### ①子どもが大半の時間を過ごす「学校生活」

家族の成員である子どもの生活を知るとなれば、それは学校生活そのものを把握するということになる。子どもたちの日常生活の大半は、学校で過ごす時間となるからである。とりわけ今日の子どもたちは、単なる学校にいる時間の多さというだけでなく、家庭での生活や地域での生活体験が少なくなり、しかもその体験が「学校」や「受験」ということに限定

されることが多いからである。

②子どもの現実の生活を支配している「学校生活」  
仮に病弱等の理由で学校に通えない子どもであったとしても、また本人の意思で不登校をしている子どもであっても、関心事は同じ年代の子どもたちが通う学校にあると言ってもいい。学校生活にこだわりつつ、現実の(療養)生活を過ごしている。そのような子どもを抱える家族の看護を行う場合には、一般の子どもたちの学校生活の様子を知ること、子どもの気持ちを理解し、通学を目標にしたり、あるいはオルタナティブな生き方を支援するための方策を探ることができる。

##### ③ライフサイクルの中での「学校生活」

ライフサイクルという視点から言えば、子どもが学校に通う年代は心身の成長の著しい時期であり、その時の生活体験がその後の健康生活を規定していくと言われるところである。生涯を見通したセルフケア能力の育成をはかるとすれば、学校生活の内容に期待をかけるのが、家族看護の視線であろう。

成人期に発生しやすい健康問題の予防のために、あるいは自らの健康生活を築きあげる力の基礎を身につけるために、学校における生活体験の意味は大きい。

また一方、家族看護は養育期の子どもへの関わりを充実させたいと願う。その場合、養育期がその子にとっての課題を達成させることができたのかどうかを判断するにあたっては、養育期の次の段階に相当する「学校生活」への準備を目標にしたり、成果の判断基準にすることになる。養育期の子どもを抱える家族の看護は、普通の「学校生活」を知ること目標が描けることになる。

④第一次予防の取り組みの共働のために

健康的なライフスタイルを獲得するためには、学童期の生活と意識形成が重要であり、そのためにその時期の教育活動の推進が望まれている。その教育の場は多角的になされる方が効果的である。家族看護の立場からは、多様な形での健康教育を計画することになるが、学校における子どもへの取り組み(健康教育)を前提にして、家族への対応をはかることで、家族看護の場における第一次予防の方策を探ることができる。

2. 家族看護の課題と「子どもの学校生活」

次に、実際に健康問題を抱えている子どもやその家族に出会ったと想定した場合に、家族看護の立場から学校生活を知ることの意義は、次の通りである。

①養育期までの体験の成果があらわれる「学校生活」

子どもはこれまでの生育環境で受けた様々な生活体験を経て、「今」の「からだと暮らし」を形成している。通学するようになった子どもたちは、それまでの家族によって庇護されてきた時代から、自力で判断して行動する範囲が広がってくる。このような事象の中で、家族看護としてその子を取り巻くこれまでの養育環境の是非を検証するためには、学校に通う子どもたちの「今」の「からだと暮らし」を査定し、これまでの養育条件を見つめていくことも必要となろう。

②家族の問題を顕在して見せる「子どもの生活」

子どもは自分自身の存在にかかわって生じる問題を、心身の症状や問題行動という形で表現している。そしてこれらの問題は家族の機能の成否を映し出していることが多い。そのような子どもから発するメッセージは、当然家庭においてもあらわれることになり、保護者や他の家族成員も気づくことができるはずである。しかし、子どもの示す現象は、家庭にあつては誰でも気づかれずに、学校の生活場面において初めて気づくということも多い。家族看護の立場からは、学校からの情報抜きには対応できないということであり、学校との連携は欠かせない理由とな

る。

③問題現象があらわれやすい「学校生活」

いじめや思春期の問題行動あるいは「学級崩壊」などは、子どもからの問題提起とされる現象である。これらの原因は多岐にわたり一様には括れないものだが、発生する現場は、家庭よりは学校という場が多い。家族の成員の一人である子どもの問題提起をしやすい場所としての「学校」に、家族看護の立場から注目していきたい。「学校生活」のどのようなところが問題現象を引き起こしていくことになるのかの分析を課題としながら。

④健康問題の原因にもなる「学校生活」

子どもの健康問題の原因の一つに、学校生活があげられる。そのような家族を看護する場合には、その背景を知ることおよび再発防止や改善策を探るために、学校生活を知ることが必要となる。

3. 家族看護の実践と「学校の体制」

子どもを成員とする家族の問題に対して、実際にその子どもの通う学校(教職員)との連携をはかつていくことになった場合に、知っておきたいことは次のようなことである。

①学校に存在する活用しうる資源とその役割

家族看護を推し進めていくためには、子どもの通う学校とかかわらなければならないこともある。連携先の学校内で、関係者がどのような役割分担をし、どのような職務・責任範囲をとっているかを知ることが、家族看護という視点からの学校関係者の活用を考える際に有益な情報となる。

家族看護においては、関係者の有効活用がこれからもどんどん進められる可能性があり、看護という目標での学校との連携をはかる機会も多くなろう。連携にあつては、それぞれの責任範囲を互いに知ることが大前提である。とりわけ、子どもと直接かかわる学級担任、養護教諭およびスクールカウンセラーあるいは心の相談員などの立場と役割については、十分に把握しておくことが大切である。

②学校が発揮できる機能と役割

家族の機能低下によって子どもにあらわれた諸現

象に対して、学校という場が家族の機能を幾分かは代替したり補完することができる。学校という場であって、その子に対する家族の機能を発揮することができるのはなぜなのかを探ることで、家族の機能不全の解消策を探ることも可能になる。また、子どもへの支援としてなされる学校の「教育」機能を具体的に知ることにより、家族看護の方法・技術の向上へとつなげていくことができよう。

## 学校という場とそこでなされる教育の内容

では次に、学校側からの家族看護学への接近を考えて見たい。

### 1. 3つの教育方法

そもそも学校とはどういう所なのか。学校は一般には「教育の場」と認識されるが、近年では「生活の場」でもあるということが強調され、学校建築を初めとして居心地のよい学校空間が求められるようになってきた。また、単なる教科（授業）だけが「教育」なのではなく、学校の環境そのもの、生活そのものが、教育的作用をしているという認識も再確認されるようになってきた。

それは、かつてわが国に欧米の教育学が採り入れられ編纂された教育学辞書（大日本百科辞書 教育大辞書 ENCYCLOPÆ DIA JAPONICA 1918）の中に、図1のような教育学の体系が記載されていたことから、古来からの教育に対する捉え方とみることができる（大谷<sup>2)</sup>）。

すなわち、学校という場における教育の方法は、教科による「教授」のほかに、「訓練（生活指導）」や「養護（学校保健）」という方法がある（小倉<sup>3)</sup>）というのである。この三者の関係を模式的に示したものが図2である。

子どもが学校に登校するのは、勿論、教科を学ぶためではあるが、それを学ぶためには、子どもが親元を離れて学校にでかけてそこで一定の時間を生活すること、とりわけ集団生活をするのが可能なようにならなければならない。そこで、集団生活をする

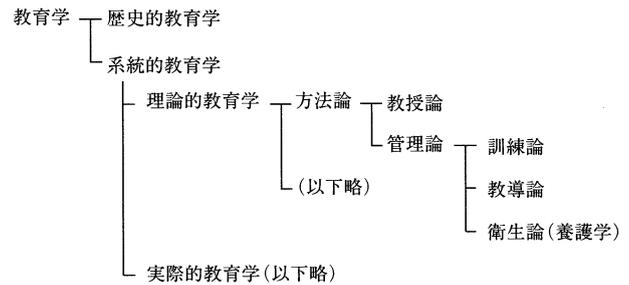


図1. ラインによる系統的教育学（筆者抜粋）

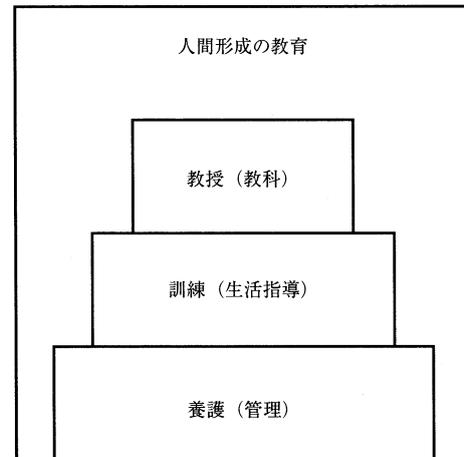


図2. 養護と訓練・教授の関係

ことそのものも教育の方法としてみなされ、その体験を通して子どもは学びを得て、心身の成長をはかっているということになる。さらに、このような学校という、空間的にも時間的にも枠が決められた生活を余儀なくされた子どもたちが、その枠組みの中にとどまり、学びを獲得するためには、特別な支援が必要となる。それが「養護」ということになり、教育を遂行するためには欠かせない方法である。

### 2. 教育の方法としての「養護」

教育大辞書に記載されている「養護」は、ドイツ語の pflege という言葉が当てられており、英語の nursing に相当するものである<sup>2)</sup>。子どもに乳を与えて育てるといった語源のもとに、学校において子どもの生命と健康およびその人自身の存在そのものを認め、その尊厳を大事にするという関わり方（大谷<sup>4)</sup>）なのであり、子どもの心身の成長と自己実現を支援するのが「養護」ということになる。そして、これは学校の教師全員が子どもにかかわる際の基本的姿勢とし

て欠かせないことである。

学級で、教科の担任教師(学級担任)が教科の「教授」をすることは、子どもの「訓練」や「養護」も並行して行っていることで成り立つ。それゆえ、教授-学習過程を成立させる以前の「訓練(集団生活が可能状況)」や「養護(安心して過ごせる状況)」が子どもたちに確保できていないのであれば、今日の教育現場で「学級崩壊」などと称されるような授業の成立しない状況がおこったとしても不思議ではない(大谷<sup>5)</sup>)。

学級担任(教科担任)が自分の授業を行うために子どもの実態を把握すれば、子どもの育つべきものの未到達部分が気になり、その問題に気づくことになる。授業に熱心な教師ほど、子どもの問題やその背後の家庭・地域の教育機能を問題にせざるを得なくなる。

学校の教師にとっては、子どもが学校という枠組みの中で生活できるようになること、及び子どもが安心して人への信頼感をもてるようにすることは、子どもの自己教育力につながることで持たせていきたいと願うものである。そのような子どもを育成するために、子どもを取り巻く家族の機能に期待したいし、家族看護学への期待がある。

## 子どもにとっての教室・保健室・相談室

「学校にはその学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、(中略)、保健室その他の設備を設けなければならない」と規則(学校教育法施行規則第1条)で保健室の設置が定められている。

### 1. 子どもにとっての「居場所」

子どもは学校では必ず一つのクラスに所属している。「ホーム」ルームと言われるクラス(教室)が、その子の居場所と規定される。学校の中での「わが家」のような場所が、公的には教室となる。多くの子どもたちは、その教室を自分の居場所として活用しているが、中にはそこを居場所にできずに心の居場所を求めて保健室に出入りしたり、相談室を活用し

たりする子どもがあらわれる。森田<sup>6)</sup>によれば、人は可視空間のほか不可視空間を持つことで自己の存在を確保できるとし、教室の可視性に対する不可視空間の意義を説明している。そして保健室や相談室は公的に学校が認める不可視空間なのだと説明されている。実際にある小学校の養護教諭(砂村<sup>7)</sup>)は、新入生へのオリエンテーションで保健室を「自分の家のようにしょ」と室内にあるベッドやソファ・冷蔵庫の存在を説明の中に加えている。保健室を、学校の中で「わが家」と感じられるような空間にしていこうと意識しているのである。

また、保健室での子どもへの語りかけは、いわゆる教師でもカウンセラーのようでもなく、日常会話のようであることが特徴だという指摘(秋葉<sup>8)</sup>)があり、そのような話しかけ方だからこそ、子どもの心情に近づき子どもの本音を聞き出せる有効な方法(福田<sup>9)</sup>)と言えよう。この普通の家庭における会話のような働きかけもあいまって、まさに保健室は学校の「わが家」のように受け止められ、子どもの居場所でありアジュール(避難所)となっている。

### 2. 保健室と養護教諭

保健室が子どもにとって「居場所」になるのは、決してその室内配置の備品にあるのではなく、そこには、いつでも在室して来て室する子どもの一人ひとりに目をむけ名前を呼んで応対してくれる養護教諭の存在があるからである。以下、養護教諭についての若干の説明を加えたい。

養護教諭は、上で述べたような、学校における教育としての「養護」の重要性に鑑み、特別に「養護の徹底」のために配置された教育職員である。

かつては、その資格を授与する方法としては、看護婦の有資格者に「学校衛生」を履修した者や、女子師範学校を出て教員免許をもっている者に「学校衛生」の講習を課したりして、専門性を身につけるようにさせていた時期もあった(杉浦<sup>10)</sup>)。すなわち看護に関する履修のみでは認められる職とはせず、看護と教育に関する履修を課し、その過程で看護学の中でも子どもへの養育に焦点をあてた職種として養成

教育するようになったと言えよう。今日では、教育職員免許法の規定に基づく教育職員の一員とされ、「児童の養護をつかさどる」という規定で自律的に職務をこなす(小倉<sup>11)</sup>)ことを本務とするものである。今日での養護教諭養成の基本には、教育職員としての立場を明確にするために教職科目の履修を義務づけるとともに、養護(pflege, nursing)の実践を遂行できるような専門性を確保していく<sup>5)</sup>ための養護に関する知識・技術の体系化の確立をめざし、それによる養成教育へと発展させようとするところである(日本教育大学協会全国養護部門研究委員会<sup>12)</sup>)。

養護教諭の行う養護は、前述の通り、教育機能をもつもの<sup>11)</sup>であるが、子どもに対してかかわる場面では「教師らしくない」かかわりであり(山本<sup>13)</sup>)、自然体でかかわるゆえに、子どもも「わが家」に居ようなくつろぎ感を味わい、心身の癒し体験を得ることに結び付く。

「わが家」にいる感覚がいかにか身の体調をよくし、自己肯定にむすびつくのかということを示してくれるのが入室する子どもたちの変容する姿である(大谷ほか<sup>14)</sup>)。

養護教諭は「養護」という専門性をもつ職種であるが、内容が「養護」であるがゆえに、子どもに対する自然体のかかわりを要求され、子どもからは専門的にかかわってもらえたとか、ましてや「教育を受けた」とは見なされないことが多い。また、そのような子どもたちの反応をまともに受け止めてしまう同僚教師や保護者によってなされる評価は、養護教諭の真意を理解せず、自然体でなされる養護教諭の専門的努力に対して正当な評価を下してくれないことも多い。こうして養護教諭には、他者評価を得にくいという現状から、自分自身が自己の実践をきちんと評価していく姿勢が求められる(小倉<sup>15)</sup>)。

船橋<sup>16)</sup>は、家族の解体ではなく、家族の変容があるとしているが、そこで語る新しい家族のイメージは、「共に生きる仲間づくり」と言った性格のものであり、「特に幼い子どもや高齢者や病人やハンディキャップを持つ人などの『弱者』を包み込むことによつ

て、『人にやさしさを学ばせてくれる場』になればよい」と言う。ここで言う家族の姿は、また学校における「保健室」でもある。種々のニーズを持つ子どもたちが雑然とそこに居ながら、相互に学び合っているのである(大谷<sup>17)</sup>)。そして、そこで学んでいることは、養護教諭をモデルにしたり本人がもっているものが触発されて「やさしさ」を学び、開花させることである<sup>14)</sup>。

## 学校における子どもへの支援と家族看護学

本特集の「はじめに」で述べたように、学校というところは子どもを支援することを本務とする所であり、そのために保護者とかかわりは持つが、意図的に家族の機能を成長させようとして保護者にかかわろうとするものではない。しかしながら、子どもへの支援をしようとする行為を続ける中で、子どもの「養護」という共通の課題をかかえる者同士が、すなわち教職員(担任、養護教諭、スクールカウンセラーなど)と保護者が、共働作業を通して学び合い、感化しあうということが起こることは不思議なことではない。

家族看護学に関する最低限の強調点として、「その家族と本人が望んでいる最適のケアを主体的に選択できるように援助する、家族側に立った学問」(鈴木<sup>18)</sup>)であるならば、学校における子どもへの支援もその路線に立つてかかわることにおいて同一の基盤をもつものとなる。

学校における子どもへの支援という教育活動と家族看護学との関係は、遠いような位置にいて、実際の場では近いところにいることがわかった。学校の教育機能としてある「養護」に関する学問探求と、家族看護学の発展が双方に及ぼす影響は大きい。今後のそれぞれの発展を期待したい。

## 文 献

- 1) 浅野みどり, 立岡弓子, 柁淵恵美子, 他: 1993年以降の母子看護領域における家族看護学研究の動向, 家族看護学研究, 第1巻第1号, 10-12, 2000

- 2) 大谷尚子：わが国における「養護」という言葉の使われ方について, 日本養護教諭教育学会誌, 第4巻第1号, 100—109, 2001
- 3) 小倉 学：改訂養護教諭その専門性と機能, 東山書房, 1985
- 4) 大谷尚子：養護の概念, 大谷尚子ほか「養護学概論」16—29, 東山書房, 1999
- 5) 大谷尚子：養護教諭の授業と養護教諭の専門性, 教師教育学会年報, 第10号, 39—47, 2001
- 6) 森田洋司：「不登校」現象の社会学, 66, 学文社, 1991
- 7) 砂村京子：小学校の保健室/健康認識, からだ感など, Health Sciences, 日本健康科学学会誌, 第13巻第2号, 85—88, 1997
- 8) 秋葉昌樹：制度的場面として見た「保健室での相談」志水宏吉(編)教育のエスノグラフィー, 嵯峨野書院, 1998
- 9) 福田邦三：実践保健学概論, 141—193, 杏林書院, 1976
- 10) 杉浦守邦：養護教諭の歴史, 東山書房, 1974
- 11) 小倉 学：養護教諭その専門性と機能, 東山書房, 1970
- 12) 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会, 養護教諭養成におけるカリキュラムの改革に向けて, 2000
- 13) 山本和郎：コンサルタントとしての養護教諭—養護教諭のあいまい性と責任—, 教育と医学, 第31巻第6号, 574—579, 1983
- 14) 大谷尚子, 山中寿江, 森田光子, 他：保健室空間の意味に関する研究—参与観察法による分析から—, 学校保健研究, 第巻第号, 受理(2002)
- 15) 小倉 学：色紙(卒業生への言葉), 「子ども達へのふだんの対応を大事にしてほしい. そして, それを自己評価して行ってほしい. そこから達成の満足感が生まれ, 心の健康が増進されることに期待したい. 1990年2月, 退官に当って」
- 16) 船橋恵子：現代日本の家族変動, 家族看護学研究, 第6巻第2号, 122—132, 1995
- 17) 大谷尚子：保健室運営と小集団指導, 保健の科学, 第39巻第2号, 杏林書院, 1997
- 18) 鈴木和子：高齢化社会と家族看護学, 家族看護学研究, 第1巻第1号, 13—15, 1995